

令和7年度高崎市奨学資金奨学生の募集について

高崎市教育委員会

高崎市では本市に住所を有し、進学の見込みと能力がありながら、経済的な理由で就学が困難な生徒に対して、奨学資金を無利子で貸与しています。

このたび、令和7年度高崎市奨学資金奨学生を次のとおり募集します。

1 奨学生の資格

- ◇ 高崎市に住所を有し、令和7年4月に国内の高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び専修学校に入学しようとする生徒及び在學生（※定時制・通信制を除く）
- ◇ 学力優秀、品行方正な生徒
- ◇ 経済的な理由により就学が困難な生徒（世帯の人数や事情を考慮します）
- ◇ 日本学生支援機構等の奨学金を受けていないこと
- ◇ 市税の滞納がない世帯の生徒
- ◇ 高崎市内在住で独立して生計を立てている65歳未満の連帯保証人が2名いること

※連帯保証人は奨学生本人と連帯してその返還の責任を負います。償還終了予定（9～15年後）まで返済能力のある別生計の人とします。

※市内在住で独立して生計を立てている65歳未満の人がいない場合はご相談ください。

2 奨学資金制度の内容

（1）貸付について

- ① 貸与人員 4名程度
- ② 貸 与 額 高等学校、高等専門学校 年額240,000円
短期大学、大学、専修学校 年額600,000円
- ③ 貸与期間 入学しようとする学校の正規の修業年限、又は在学中の学校の正規の修業年限
- ④ 貸付方法 每学期初めに当該学期分の貸与額を各人の指定する銀行口座に振り込みます。ただし、年度初めの学期分については5月頃になります。
- ⑤ そ の 他 奨学生は年度ごとに貸与申請書を提出していただきます。
また、毎年4月に在学証明書を提出していただきます。

（2）返還について

- ① 借用証書の提出 卒業による貸与期間の終了又は貸与が中止になった時は、連帯保証人と連署の上、借用証書を提出してください。
- ② 返 還 方 法 高崎市奨学資金は無利子です。卒業した年の4月から、指定した期間内に金融機関窓口において現金で返還していただきます。
返還方法は、月賦・半年賦または年賦が選択できます。
奨学金を中止した時は貸与月数の3倍に相当する期間内に返還していただきます。

3 申請手続き

(1) 申請期間

令和7年2月3日（月）から2月28日（金）8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

(2) 申請受付場所

高崎市教育委員会 教職員課 学事担当（高崎市役所16階）

各支所 地域振興課 教育担当

(3) 提出書類

- ① 奨学資金貸与申請書（指定様式）
- ② 身上明細書（指定様式）
- ③ 承諾書（指定様式）
- ④ 世帯全員の住民票の写し（続柄・本籍が表示されているもの） 1通
- ⑤ 所得のある家族全員の令和6年分給与所得の源泉徴収票または令和6年分の確定申告書の写し 1通

【確定申告が済んでいない場合は前年のものでも可。

年金（老齢年金・遺族年金等）受給者は、年金振込通知等の写しを添付。

失業給付金受給者は、「雇用保険受給資格者証」の写しを添付。

児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写しを添付。

障害年金受給者は、その年間額がわかるものを添付。

その他所得証明に含まれない収入（非課税分）がある場合は、その年間額がわかるものを添付。】

- ⑥ 成績証明書（申請時に在学中の学校より発行されたもの）

※提出された書類はお返しできません

4 奨学生の選考について

奨学生選考委員会にて採否を決定し、本人に通知します。

5 奨学生として採用後の手続き

(1) 書類の提出

① 誓約書 ※親権者（未成年後見人）、連帯保証人連署のうえ

② 承諾書（連帯保証人用）

※①・②とも連帯保証人が押印する印鑑は実印になります。

③ 口座振込依頼書

④ 在学証明書

⑤ 連帯保証人の印鑑登録証明書

(2) 届出事項

次の場合は、教育委員会に届出が必要です。

① 卒業、休学、復学、転校又は退学したとき

② 本人又は連帯保証人の身分、住所その他重要な異動事項が生じたとき

詳しくは、教育委員会 教職員課 学事担当 電話 027-321-1298（直通）へお問い合わせください。